

# 世界のリーダーを養成する「リーディング大学院」の構築

新成長戦略「21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト」  
15. 「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化と人材育成

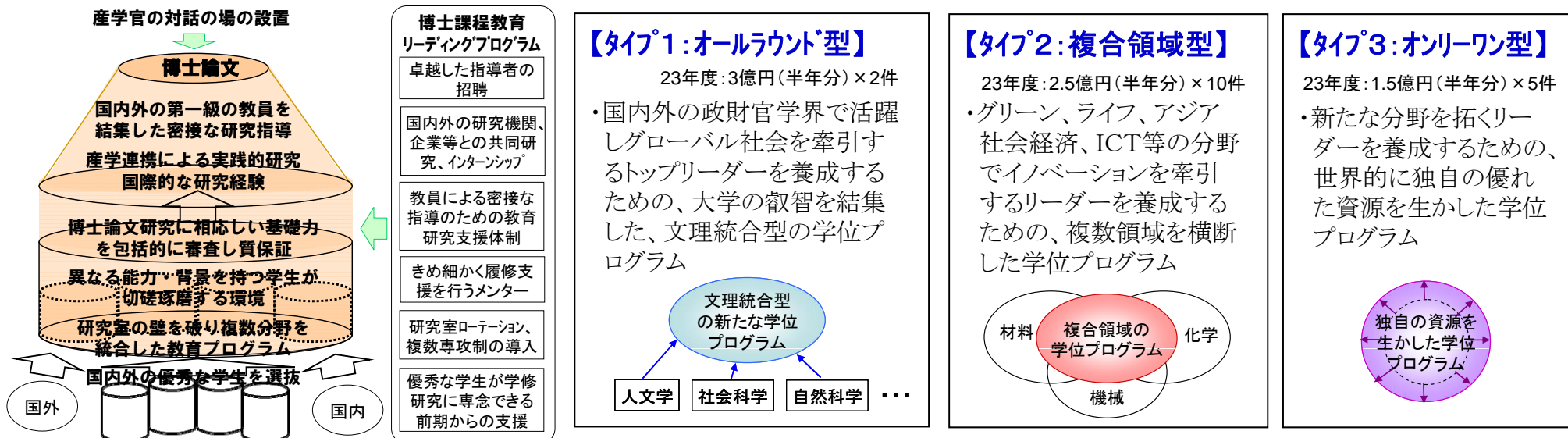
## 博士課程教育リーディングプログラム

23年度予算案: 39億円(新規)

広く産学官にわたって活躍できる、成長分野等で世界を牽引するリーダー(専門性、俯瞰力、国際性、創造力、構想力、行動力等を備えた博士人材)を養成する「リーディング大学院」の構築を支援。

- ▶ 国際的に卓越した教育研究資源を土台に、大学の叡智を結集して、博士課程前期・後期が一貫した学位プログラムにより、世界に通用する質の保証された博士課程教育を構築
- ▶ イノベーションにより新たな価値を創造し、世界や人類が直面する課題の解決に導くリーダーを養成する、専攻の枠を越えた課題設定型プログラムを構築
- ▶ カリキュラムの企画段階からキャリアパスの確立まで産業界等が参画した人材養成を実施

プログラムの類型に応じて、3タイプの支援を予定(評価を経て最大7年間)。平成25年度までに60件程度を採択予定。



社会の各界各層で活躍できるリーダーの養成、博士課程教育の抜本的改革

# グローバルCOEプログラム

(平成22年度予算額:265億円)  
平成23年度予算案:237億円

## 背景

- 世界と伍する競争力を有する大学づくりのためには、国際的に卓越した大学院博士課程(後期)の教育研究拠点(=COE(センター・オブ・エクセレンスの略))を形成し、様々な分野において、国際的に第一級の力量を持つ研究者等を養成することが重要。
- 中央教育審議会大学分科会が実施した検証作業において、これまで、グローバルCOEプログラムの支援を受けている研究科・専攻では、体系的な大学院教育への改善が確実に実施され、教育力・研究力が向上していることが明らかとなっており、計画期間中の着実な支援が必要。

### 【主な成果】

- ・大学のマネジメントの強化 ・大学改革の活性化
- ・大学院としての教育研究活動の充実強化(国内外の教員・ポストドク・学生の結集、国際的な論文発表数の増加、国際的ネットワークの下での共同研究等の増加、異なる大学の学生・教員の交流促進等)
- ・博士学生の研究能力の向上(論文発表・学会発表の増加、海外経験の充実、研究職への就職者の増加等)
- ・優れた学生への経済的支援の充実(リサーチアシスタント(RA)としての雇用等) など

## 概要

- 専攻を核に魅力ある教育研究環境を整備するとともに、世界トップクラスの海外大学・研究機関等との共同プロジェクトなどの優れた教育研究活動の展開を通して、国際的に第一級の力量を持つ研究者等を養成し、もって、国際的に卓越した教育研究拠点を形成する取組を支援。
- 公募制により、国公私立大学を通じて競争的に選定し、重点的な財政支援を行う。
  - ・補助対象:大学院の研究科・専攻(博士課程(後期段階))
  - ・支援期間:5年間(3年目に中間評価、終了後に事後評価を実施)
  - ・採択実績:平成19~21年度の3か年で、9分野の公募を実施し、41大学140プログラムを採択
- 平成23年度については、継続プログラムへの確実な支援を行う。なお、予算配分においては、中間評価結果を踏まえたメリハリある配分を実施。

〔 内訳 : 約169百万円 × 140拠点 〕



○ 国際的に第一級の力量を持つ研究者等の養成 ○ 国際競争力の高い大学院(教育研究拠点)の形成

# 国際的に活躍するグローバル人材を育成

「キャンパス・アジア」構想や日本人・外国人の垣根を越えた新たな学びのスタイルによる協働教育を通じて、グローバル人材を養成する大学の世界展開力を強化

## 大学の世界展開力強化事業

23年度予算案:22億円(新規)

### 「キャンパス・アジア」中核拠点の形成支援

10件×84,200千円(新規)、6件×79,000千円(継続)  
※継続は、旧日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業による選定分。

#### ○ 「キャンパス・アジア」構想の推進による東アジア共同体の中核となる拠点の形成

▶日中韓政府が策定するガイドラインに沿って、単位相互認定や成績管理、学位授与等を共通の枠組みで行う協働教育プログラムの実施

### 米国大学等との協働教育創成支援

- 新たな学びのスタイルによる協働教育の開発 10件×84,200千円
- ▶米国大学等と協働での教養教育の共通基盤の育成
  - ▶e-learning等の活用による協働の専門教育の開発
  - ▶ダブル・ディグリープログラムの拡充 等

国際化拠点整備事業を組み立て直し

## 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業

(22年度:30億円)  
23年度予算案:29億円  
13件 221,600千円

### 産業界との連携、拠点大学間のネットワーク化を通じ、拠点大学の資源と成果を共有化

- ✓英語で学位取得可能なコースの整備
- ✓海外共同利用事務所を通じたワンストップの対応
- ✓産業界との連携、拠点大学間のネットワーク化による資源と成果の共有化

強化

## 大学独自の取組

各大学も国際化の必要性は認識

- 大学間交流協定数  
15年度:10,791  
20年度:14,867
- 先進的な取組(例)

- ・授業は全て英語。
- ・全ての学生に1年間の海外留学を義務付け。

双方向交流をさらに推進

## 学生の双方向交流の推進

新設

ショートビジット・ショートステイ用交流経費 23年度予算案:22億円(新規)

長期(1年以上)、短期(3ヶ月~1年)に加え、新たに3ヶ月未満の「ショートビジット」「ショートステイ」学生に交流経費を給付。(対象/派遣:7,000人、受入れ:7,000人)

# 大学のアジア・米国等への展開力の強化

(平成22年度予算額:38億円)  
平成23年度予算案:52億円

## 背景

- 「新成長戦略」において、大学の国際化の取組への支援と拠点形成、海外の大学との大学間交流等の拡大について、決定。
- 「新成長戦略」が掲げる「日本人学生等の留学・研修等の交流30万人、質の高い外国人学生の受入れ30万人」の達成に貢献する国際化の牽引役となる拠点の形成が必要。

## 【対応】

- 国際的な枠組みでの高等教育の質保証を図りながら、外国人学生の戦略的受入れ、日本人学生とアジア・米国等の外国人学生の協働教育による双方向の交流の取組を行うなど我が国大学の国際化の拠点となる大学を支援。

## 【内容】

- 大学の世界展開力強化事業 22億円【新規】
  - ・ 「キャンパス・アジア」構想の牽引役となる交流拠点の形成や米国等の大学との協働教育プログラムの開発を支援することにより、日本人学生とアジア・米国等の外国人学生の双方向交流を推進。
  - ・ 「キャンパス・アジア」中核拠点支援 10件×84,200千円【新規】 6件×79,000千円【継続】  
※継続は、旧日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業による選定分。
  - ・ 米国大学等との協働教育創成支援 10件×84,200千円【新規】
- 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 29億円
  - ・ 国際化の拠点としての総合的な体制整備を図るとともに、産業界との連携、拠点大学間のネットワーク化を通じて、資源や成果の共有化を図り、国際化に積極的な大学を含め我が国大学の国際化を推進。  
※旧国際化拠点整備事業を組み立て直し。 13件×221,600千円【継続】
- 高等教育における質保証に関する国際会議の開催等 0.3億円
  - ・ 我が国が主導して国際的な質保証システムやネットワークの形成を図るため、高等教育の質保証に関する国際会議を開催。



- 政策目標:**
- 「新成長戦略」が掲げる「日本人学生等の留学・研修等の交流30万人、質の高い外国人学生の受入れ30万人」の達成に貢献。
  - 国際化の牽引役となる拠点を形成することにより、我が国の大学のアジア等世界への展開力を強化。

# 医療イノベーション関連予算(1)

## 健康社会と成長を実現するライフ・イノベーション加速計画

平成23年度予定額:104億円  
(平成22年度予算額:29億円)

我が国が強みを有する社会的ニーズの強い分野を加速し、難病・疾患の克服により健康社会を実現するとともに、世界の医薬品・医療機器市場を獲得し、成長を実現

※( )内は22年度予算額  
47億円(24億円)

### ◆再生医療の実現

iPS細胞等幹細胞を用いた研究開発について、関係省との協働により、基礎研究の成果をもとに、前臨床・臨床研究までの一貫した支援を実施し、早期の再生医療の実現を図る。また、再生医療実現の鍵となる技術体系をネットワーク型で創出する。

### ◆次世代がん医療の実現

36億円【新規】

革新的な基礎研究成果を戦略的に育成し、臨床応用を目指した研究を加速する。

### ◆心の健康のための精神・神経疾患の克服

18億円(5億円)

精神・神経疾患の発生の仕組みを究明し早期診断を実現、診断・治療の開発につなげる。

### ◆免疫・アレルギー疾患の克服(花粉症)

3億円【新規】

花粉症ワクチンについて、安全性・有効性等の課題を解決し、ワクチンを 実用化に結びつける。

## ライフサイエンス分野における研究成果の実用化促進

(「明日に架ける橋」プロジェクトの一部)

平成23年度予定額:30億円  
(平成22年度予算額:24億円)

### ◆ライフ分野の実用化・事業化の支援・加速

30億円(24億円)

実用化までに特に長期間かつ複雑な手続きが必要なライフ分野の有望な研究成果の実用化・事業化を支援する。

### ◇投資機関と連携した実用化研究支援

88億円の内数(66億円の内数)

研究初期段階から、投資機関が参画し、事業化に向けた助言等を行い、審査等を踏まえ投資を実施する。マッチングファンド等により、民間資金を活用し、出口を見据えた実用化研究支援を実施する。

※ 内数は、合計に含めていない。

# 医療イノベーション関連予算(2)

メディカル・イノベーションを担う国立大学附属病院の教育研究の充実強化  
～「元気な日本復活特別枠」で国立大学病院を元気に～

平成23年度予定額:100億円【新規】

## 【研究機能の充実】

先進医療や治験、医療機器の開発など、新たな医療への展開に向けて積極的な取り組みを行うなど、メディカル・イノベーションの中心的役割を担う国立大学附属病院の研究機能の向上を図る。

### <支援例>

先進医療や医師主導の治験など、デバイスやドラッグの改善を図るため、臨床研究センターの体制を強化(CRC,データ・マネージャ等の雇用拡大)するとともに、研究開発環境の整備を図る。

## 【教育機能の充実】

医学部における地域枠の設定や初期研修医の確保充実など、医師不足対策の課題に積極的な取り組みをしている国立大学附属病院に対し、教育機能の向上を図る。

### <支援例>

- ・ 地域医療を志す医師の養成・強化を図るため、学部の早期から地域医療の現場での体験学習を行うなど、教育プログラムに対する支援を充実。
- ・ 医師看護師等の臨床研修の質の向上を強化するため、卒後臨床研修センターの体制整備やスキル・ラボの充実を図る。



# 医学教育・大学病院関係予算

平成23年度予定額:452億円(370億円)

注: ( ) の数値は、前年度予算額

## 高度医療人材養成機能の充実

小計:43億円(46億円)

### 【大学・大学院における専門医療人材養成機能強化事業】

がん医療の担い手となるがん専門医師等、がん医療に携わる医療人を養成するとともに、チーム医療の推進に資する高度な看護師・薬剤師等を養成する。

○がんプロフェッショナル養成プラン 20億円(20億円)

○専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業 1億円(新規)

### 【大学病院人材養成機能強化事業(医師不足解消のための大学病院を活用した医療人材養成)】

国民が安心・安全な医療を享受できる環境を確保し、医療の高度化等に対応しうる、高度な知識・技術を有する医療専門職(医師、看護師、技師(士)等)の養成を図る。

○周産期医療に関わる専門的スタッフの養成 6億円(7億円)

○大学病院間の相互連携による専門医等の養成 12億円(16億円)

○看護師の人材養成システムの確立 3億円(3億円)

○チーム医療推進のための大学病院職員の人材養成システムの確立 1億円(新規)

## 医学部入学定員の増員に伴う教育環境の整備

小計:4億円(15億円)

地域の医師確保等の観点から、平成23年度に医学部入学定員増(77名)を実施する大学に対し、その増に伴い必要となる教育環境の整備を図る。

○国立大学法人運営費交付金(国立大) 3.1億円(12.6億円)

○私立大学等経常費補助金(私立大) 0.4億円(2.2億円)

<b>大学病院の機能強化</b>	<b>小計:21億円(22億円)</b>
<p>深刻な医師不足や地域医療の崩壊に対応するため、地域医療の最後の砦である大学病院の機能を強化することにより、国民に安心・安全な医療を提供する。</p> <p>○大学病院における医師等の勤務環境の改善のための人員の雇用 21億円(22億円)</p> <p><u>○周産期医療環境の整備 5億円(1億円) → 22年度補正予算で前倒し対応</u></p>	
<b>国立大学附属病院の財政基盤の強化</b>	<b>小計:384億円(287億円)</b>
<p><b>【附属病院運営費交付金等(国立大)】</b></p> <p>地域医療における高度医療拠点としての教育・研究・診療機能の強化を図るとともに、メディカル・イノベーション構想の実現に向けた取組を重点的に支援。</p> <p>○附属病院運営費交付金 151億円(187億円)</p> <p>○附属病院の債務負担の軽減、コ・メディカルスタッフの充実等 133億円(101億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度医療基盤整備等充実支援経費 100億円</li> <li>・コ・メディカルスタッフ充実支援経費 29億円</li> <li>・病院保育施設運営支援経費 4億円</li> </ul> <p>○メディカル・イノベーションを担う国立大学附属病院の教育研究の充実強化 100億円(新規)</p> <p><u>○国立大学附属病院の医療機械設備の整備 49億円(0億円) → 22年度補正予算で前倒し対応</u></p>	



# 科学研究費補助金の拡充と制度改革

平成23年度予算案2,633億円  
平成22年度予算額2,000億円

## 平成23年度予算案の概要

### ◆若手研究者の「チャレンジ」機会の拡大

- 若手研究者向けの「若手研究(A・B)」を拡充。  
特に、若手研究者支援の主要な研究費である「若手研究(B)」について、新規採択分について採択率30%(試算\*)及び基金化を図る  
・若手研究(B)→新規採択分として262億円(平成24年度以降の研究費相当分124億円を含む)を確保
- 「挑戦的萌芽研究」について、新規採択分について採択率30%(試算\*)及び基金化を図る  
・挑戦的萌芽研究→新規採択分として135億円(平成24年度以降の研究費相当分57億円を含む)を確保、間接経費の措置

### ◆多様な学術研究を支える「基盤研究」の充実

- 「基盤研究(A・C)」を拡充。特に「基盤研究(C)」について、新規採択分について採択率30%(試算\*)及び基金化を図る  
・基盤研究(C)→新規採択分として451億円(平成24年度以降の研究費相当分249億円を含む)を確保

### ◆新たな研究領域の開拓

- 「新学術領域研究(研究領域提案型)」を拡充(年次進行、対前年度55億円増)

学術研究助成基金(仮称)  
により研究費が使い易く!

<(\* )22年度採択状況を基に試算>

## 抜本的な制度改革「基金化」の実現

◆新しい、柔軟な発想が期待されるとともに、研究規模が小さく多くの研究者が対象となっている「若手研究(B)」「挑戦的萌芽研究」「基盤研究(C)」を対象に、平成23年度から、新規採択分について複数年にわたる研究費の使用を可能とする「基金化」を図る

- 予定外の進展があった研究について前倒して実施することを含め、研究費の柔軟な執行が可能となる。
- 複数年にわたって研究費の使用が可能となり、研究に専念できるとともに、ムダな「予算の使い切り」がなくなる。

新規採択の約8割が対象

### 現状イメージ

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
H19採択分	新規①	継続②	継続③	継続④			
H20採択分		新規①	継続②	継続③	継続④		
H21採択分			新規①	継続②	継続③	継続④	
H22採択分				新規①	継続②	継続③	継続④

### 基金化後イメージ

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
H20採択分	継続③	継続④	← 継続分は従前と同様			
H21採択分	継続②	継続③	継続④			
H22採択分	新規①	継続②	継続③	継続④		
H23採択分		新規①	継続②	継続③	継続④	
H24採択分			新規①	継続②	継続③	継続④

基金分853億円

H23以降は一括予算措置

限られた予算のより効果的・効率的な活用

研究活動の活性化

## 平成 23 年度文部科学省税制改正の概要

### 1. 要望が認められたもの

#### ○ 「新しい公共」形成のための寄附税制の拡充

- (1) 日本版「ブランド・ギビング」信託の創設  
(信託財産から生じる利子の非課税)
- (2) 学校法人に対する個人からの寄附の税額控除の導入  
(寄附実績等について一定の要件を満たしたもの。(3)も同様)
- (3) 公益社団・財団法人(給付制奨学金事業を行う法人を含む)に対する個人からの寄附の税額控除の導入
- (4) 個人住民税における寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ  
(5,000円 → 2,000円)

※ 地域住民同士により公共活動を行うNPO法人に係る認定NPO法人制度の認定要件の緩和  
(総合型地域スポーツクラブ等は現行制度の運用により対応可能に)

#### ○ その他

- (5) 能楽堂における固定資産税等の減免措置の2年延長
- (6) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置(給付の非課税・差押え禁止)

### 2. 主要事項(所得税・法人税の見直し)の議論の中で認められたもの

- (1) 学生についての成年扶養控除(23~69歳)の存続
- (2) 研究開発税制の存続

※ 学校法人等の法人税率の引下げ(18% → 15%(年800万円以下の部分の所得))  
(22% → 19%(年800万円を超える部分の所得))

### 3. 税制改正大綱において来年度の検討事項とされたもの

- (1) 寄附金控除の年末調整の対象化
- (2) 図書館・博物館・幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る固定資産税等の非課税措置の創設

# 平成23年度文部科学省税制改正の概要

## 1. 要望が認められたもの

### (1) 日本版「ブランド・ギビング」信託の創設

【所得税、個人住民税】

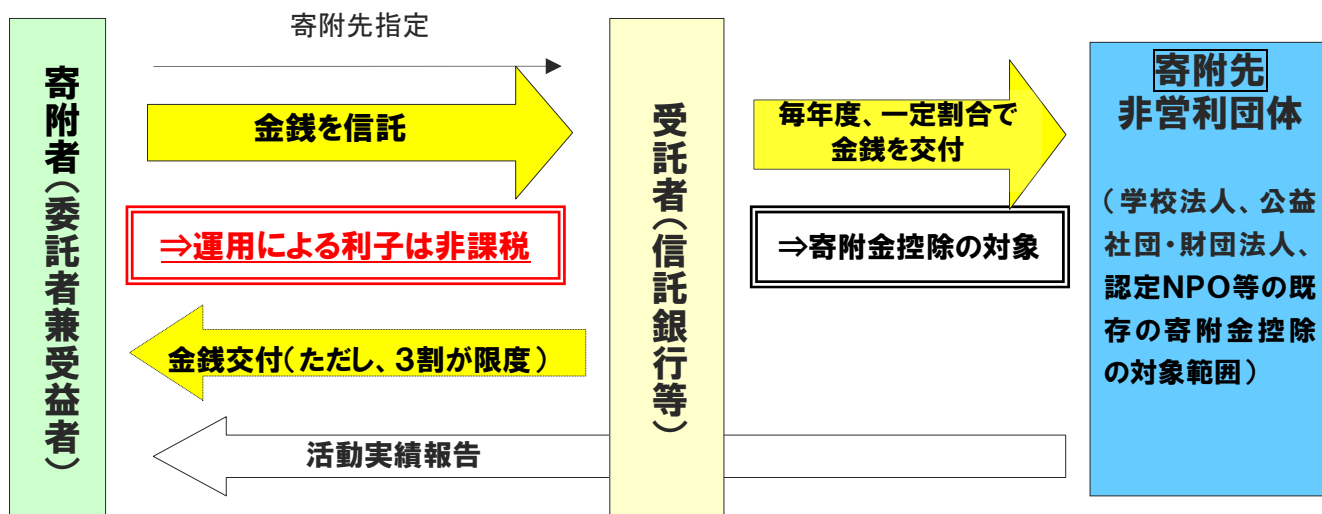
学校法人、公益社団・財団法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする、一定の要件<sup>※</sup>を満たした信託（特定寄附信託）について、信託財産から生じる利子所得について非課税とする（非営利団体に交付された金銭は、寄附金控除が適用される）。

※ 一定の要件

- ・信託期間満了まで、信託銀行等は指定された非営利団体及び寄附者に各年均等に金銭を交付。
- ・非営利団体への寄附割合は最低7割とする。
- ・信託期間満了前に寄附者が死亡した場合には、信託は終了し、信託財産の全額を非営利団体に寄附する。

等

#### スキーム図



## (2)(3) 学校法人、公益社団・財団法人（給付制奨学金事業を行う法人を含む）に対する個人からの寄附の税額控除の導入 【所得税】

学校法人、公益社団・財団法人のうち、以下の①及び②の双方の要件を満たすものに対する個人からの寄附について、新たに寄附金額の40%<sup>※1</sup>を税額控除する制度を創設する（平成23年分以後の所得税について適用）。

なお、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討することとする。

- ① 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト<sup>※2</sup>と同様の要件（新たに導入される絶対数により判定する方式<sup>※3</sup>を含む。）
- ② 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

※1 当該法人が住民税の寄附金控除の対象として地方自治体から指定されている場合、住民税の寄附金控除率10%も適用され、併せて50%の税額控除となる。

※2 総収入金額に占める寄附金の割合が1/5以上であること。

※3 各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること。

＜所得控除の場合＞（現行）

寄附金額（所得の40%が限度）－2千円  
を所得から控除

または

＜税額控除の場合＞（新規）

寄附金額（所得の40%が限度）－2千円

× 40%  
を所得税額から控除（所得税額の25%が限度）

## (4) 個人住民税における寄附金控除の適用下限額の引き下げ【個人住民税】

個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げる（平成24年度分以後の個人住民税について適用）。

（寄附金額（所得の30%が限度）－5千円）×4%（都道府県民税）

（寄附金額（所得の30%が限度）－5千円）×6%（市町村民税）

を個人住民税額から控除

2千円に引き下げ

※都道府県民税又は市町村民税において寄附金控除の指定がある場合には最大で10%の控除

※ 地域住民同士により公共活動を行うNPO法人に係る認定NPO法人制度の認定要件の緩和

現行制度の運用により対応（地域住民の誰もが参加できる総合型地域スポーツクラブ等の事業については、基本的に、いわゆる「共益的な活動」<sup>※</sup>には該当しないとの解釈）。

※ 共益的な活動の割合が50%を超える場合には、認定NPO法人になれない。

## (5) 能楽堂における固定資産税等の減免措置の2年延長

【不動産取得税、固定資産税、都市計画税】

公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財である伝統芸能の公演のための専用施設（能楽堂）に係る固定資産税等の減免措置（課税標準2分の1）の適用期限を2年延長する。

## (6) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置

【所得税、個人住民税】

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て新システム）に基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、所得税・個人住民税を課さず、また、税金の滞納処分による差押えを禁止する。

## 2. 主要事項(所得税・法人税の見直し)の議論の中で認められたもの

### (1) 学生についての成年扶養控除(23～69歳)の存続

【所得税、個人住民税】

所得控除の見直しの中、成年扶養控除(23～69歳)は、年間所得400万円以下の所得制限を設けて廃止されることになったが、勤労学生控除の対象となる大学、専修学校、各種学校等の学生等については、特定成年扶養親族として、引き続き所得税38万円、個人住民税33万円の控除が存続する。

### (2) 研究開発税制の存続

【法人税等】

法人実効税率引下げに伴い法人税関係の租税特別措置が廃止・縮減される中、試験研究費の一定割合を税額控除する研究開発税制については存続する(ただし、現在、控除限度額を30%としている特例措置については延長せず、20%に戻す)。

#### ※ 学校法人等の法人税率の引下げ

中小企業の法人税率引下げに伴い、学校法人、宗教法人等の法人税率について、年800万円以下の部分の所得については15%（現行18%）に引下げる（平成26年3月31日までの特例措置）。併せて、年800万円を超える部分の所得については19%（現行22%）に引下げる。

### 3. 税制改正大綱において来年度の検討事項とされたもの

#### (1) 寄附金控除の年末調整の対象化

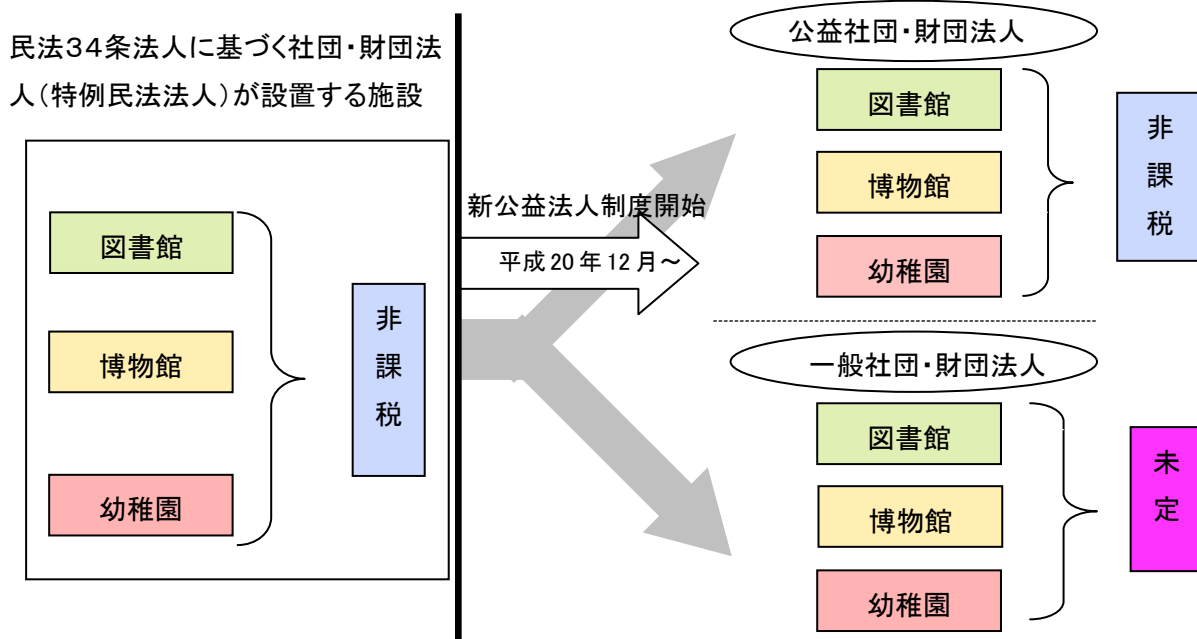
【所得税】

寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、源泉徴収義務者等の意見を聴取しつつ、実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかを検討する。

#### (2) 図書館・博物館・幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る固定資産税等の非課税措置の創設

【不動産取得税、固定資産税、都市計画税】

特例民法法人から一般社団・財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税等について、これまでの議論を踏まえ、移行状況や施設の使用・経営実態等をさらに調査した上で、平成23年度に結論が得られるよう必要な検討を行う。



#### (参考) その他要望していたもの

- ・ 子どもゆめ基金による助成事業への寄附の税額控除の導入及び指定寄附化
- ・ スポーツ振興基金による優秀な選手等に対する助成事業への寄附の指定寄附化
- ・ 芸術文化振興基金が助成する文化芸術団体の事業に対する個人からの寄附の税額控除の導入
- ・ 文化財の公開促進のための寄託優遇税制の創設
- ・ 劇場、音楽堂等の文化芸術の公演のための施設における減免措置の創設
- ・ 「国立研究開発機関制度（仮称）」に係る所要の措置
- ・ 人材投資促進税制の延長